

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第20号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する<u>医療型児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者等の一般原則</u>)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都</p>	<p>(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する<u>児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>(<u>指定障害児通所支援事業者の一般原則</u>)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道</p>

道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（人員に関する基準）

第5条 前条に定めるもののほか、法第21条の5の17第1項第1号の指定通所支援に従事する従業者に係る条例で定める基準及び法第21条の5の19第1項の条例で定める基準は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、前条に規定する指定障害児通所支援事業者等の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

（設備及び運営に関する基準）

第6条 第4条に定めるもののほか、法第21条の5の17第1項第2号及び第21条の5の19第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、第4条に規定する指定障害児通所支援事業者等の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（人員に関する基準）

第5条 前条に定めるもののほか、法第21条の5の17第1項第1号の指定通所支援に従事する従業者に係る条例で定める基準及び法第21条の5の19第1項の条例で定める基準は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、前条に規定する指定障害児通所支援事業者の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

（設備及び運営に関する基準）

第6条 第4条に定めるもののほか、法第21条の5の17第1項第2号及び第21条の5の19第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、これらの基準は、第4条に規定する指定障害児通所支援事業者の一般原則を踏まえたものとしなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準（以下「最低基準」という。）は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準（以下「最低基準」という。）は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者の日常</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画及び<u>障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）</u>その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で<u>必要な事項を定めた計画</u>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害福祉サー</u></p>

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 （略）

ビスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。